

一般社団法人
鶴岡地区医師会定款

一般社団法人鶴岡地区医師会定款

第1章	総則
第2章	目的及び事業
第3章	会員
第4章	総会
第5章	役員
第6章	理事会
第7章	顧問及び裁定委員会
第8章	その他の委員会
第9章	資産及び会計
第10章	定款の変更及び解散
第11章	事務局等
第12章	雑則
附 則	

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鶴岡地区医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県鶴岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の振作高揚に関する事業
- (2) 公衆衛生の啓発指導及び向上に関する事業
- (3) 医療の普及充実にに関する事業
- (4) 医学の振興に関する事業
- (5) 医育の整備に関する事業
- (6) 医師の生涯教育に関する事業
- (7) 医師会相互の連絡及び調整に関する事業
- (8) 医事衛生の調査研究に関する事業
- (9) 医業経営の安定及び改善に関する事業
- (10) 医療資材の改良に関する事業
- (11) 会員の福祉増進及び相互扶助に関する事業
- (12) 看護師の養成並びに助産師、保健師等の講習及び指導に関する事業
- (13) 臨床検査に関する事業

- (14) 検診及び健診に関する事業
- (15) 訪問看護に関する事業
- (16) 訪問入浴介護に関する事業
- (17) 訪問リハビリテーションに関する事業
- (18) 居宅介護支援に関する事業
- (19) 介護予防に関する事業
- (20) 包括的支援に関する事業
- (21) 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院の管理運営に関する事業
- (22) 介護老人保健施設に関する事業
- (23) その他この法人の目的達成上必要な事業

2 前項の事業は、鶴岡市及び三川町において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、鶴岡市及び三川町の区域に病院、診療所、勤務先又は住所を有する医師で、この法人の目的及び事業に賛同した個人であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人に入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の所定の入会金及び毎年総会において定める会費を納入しなければならない。ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の決議を経て、その額を減免することができる。

(退会及び異動)

第8条 会員で退会しようとする者は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員で届出事項に変更が生じた場合は、前項と同様に異動届を提出しなければならない。

3 この法人から除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議を参考とし、理事会がその再入会を承認することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、理事会は第11条の審議にかかっている会員からの退会届の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この法人の定款を遵守し、その秩序を維持するように努めなければならない。

(表彰)

第10条 会長は、この法人のために著しい功績をあげた者に対しては、理事会において別に定めるところにより表彰することができる。

(会員に対する制裁)

第 11 条 会長は、会員が次のいずれかに該当し、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会に諮り、その審議を参考とし、理事会の議決を経て戒告、総会の決議により除名の処分をすることができる。

- (1) 医師の倫理に反し、又はこの法人の名誉を棄損した者
- (2) この法人の定款に違反し、又はこの法人の秩序を著しく乱した者

2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、公益社団法人日本医師会及び一般社団法人山形県医師会に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 12 条 第 8 条第 1 項に規定する場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 前条第 1 項の規定による除名処分があったとき
- (2) 第 7 条に規定する納入義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 総会員が同意したとき
- (5) 公益社団法人日本医師会又は一般社団法人山形県医師会の会員資格を失ったとき
- (6) 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に基づく医師免許を失ったとき

第 4 章 総 会

(総会)

第 13 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催することができる。

(総会の招集)

第 15 条 定時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、総会員の 5 分の 1 以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は当該請求があった日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項、開催の日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 2 週間前までに会員に発しなければならない。

(議長及び副議長の選任)

第 16 条 総会に、議長及び副議長各 1 人を置く。

2 議長及び副議長は、総会において会員の中から選任する。

3 議長及び副議長の任期は、役員との任期と同様とする。

(議長及び副議長の職務)

第 17 条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき又は事故あるときはその職務を代行する。

3 議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(総会の権限)

第 18 条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認に関する事項

(2) 理事及び監事の選任又は解任に関する事項

(3) 議長及び副議長の選任又は解任に関する事項

(4) 理事及び監事の報酬等の額に関する事項

(5) 定款の変更に関する事項

(6) 解散及び残余財産の処分に関する事項

(7) 会員の除名

(8) 理事会が付議した事項

(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 会長は、次の事項を総会に報告しなければならない。

(1) 第 48 条第 1 項第 1 号に規定する事業報告

(2) その他必要な会務報告

(総会の定足数及び決議)

第 19 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席をもって成立する。

2 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とし、総会の決議は出席した会員の議決権の過半数をもって決するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議には、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の賛同を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) 会員の除名

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 20 条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(総会への出席発言)

第 21 条 役員は、総会に出席し、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的にある事項に関しないものである場合又はその説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、法人法第 53 条但書に該当する場合には、この限りではない。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 総会において出席した会員の中から議事録署名人を 2 名以上選任する。

3 議長及び前項の議事録署名人は、議事録に記名押印するものとする。

(総会の議事規則)

第 23 条 総会の議事に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 15 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、法令及びこの定款で定めるところにより業務を執行し、副会長は会長を補佐するとともに、この法人を代表して業務を執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び第 53 条に規定する事務局職員、その他この法人の施設の職員（以下「この法人の従業員」という。）に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会及び総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 理事又は監事は、第 24 条に規定する定数に足りなくなるときは、補欠の理事又は監事を総会の決議によって選任しなければならない。

3 前項の規定により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第 24 条に規定する定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第 28 条 理事及び監事は、別に定めるところにより、総会の決議によって、各候補者ごとに選任する。

2 理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条第 1 項各号に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(報酬)

第 29 条 理事及び監事に対する報酬は、総会の決議により定める。

(役員の実任免除)

第 30 条 この法人は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事、監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 115 条第 1 項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 理事会

(理事会)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の職務及び権限)

第 32 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選任及び解任
- (4) 顧問及び裁定委員会委員の選任及び解任
- (5) 入会員の承認
- (6) 総会に付議する事項の決定

2 前項第 3 号の選任の場合において、理事会は総会の決議により第 24 条第 3 項に規定する会長及び副会長の候補者を選出し、その決議を参考にして選任する方法によることができる。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第 36 条 理事又は監事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 顧問及び裁定委員会

(顧問の設置)

第38条 この法人に任意機関として5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長又は理事会から相談若しくは諮問された事項について答申する。

3 顧問の任期は、第27条第1項の規定を準用する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

(裁定委員会)

第39条 この法人に裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、10名以内の委員をもって構成する。

(顧問及び裁定委員の兼務)

第40条 顧問は、裁定委員を兼ねるものとする。

(裁定委員の任期)

第41条 裁定委員の任期は、第27条第1項の規定を準用する。

2 委員の報酬は、無償とする。

(裁定委員の兼職禁止)

第42条 裁定委員は、この法人の役員を兼ねることができない。

(裁定委員会の職務)

第43条 裁定委員会は、会長より付託された次の各号に掲げる事項について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(1) 第8条第3項の規定による会員の再入会に関する事項

(2) 第11条第1項に規定する会員の制裁に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えるようにしなければならない。

第44条 裁定委員会に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 その他の委員会

(委員会の設置)

第45条 会長は、必要と認めるときは委員会を設置することができる。

2 委員は、理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱し、任務が終了したとき又は会長の任期が終了したときに解職となる。

3 委員会は、会長から諮問された事項について答申する。

4 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の書類は、いずれも理事会の承認を経た後、総会に報告しなければならない。
- 3 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については総会にその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、総会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 50 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第 51 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 事務局等

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 この法人の従業員の職制並びに職員の任免、給与、分限その他の勤務条件及び執務に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長がこれを定める。

第 12 章 雑 則

(公告)

第 54 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第 55 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に規定する一般社団法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

(顧問に関する経過措置)

2 この定款の施行の際、現に顧問の職にある者は、改正後の定款の定めに基づき選任されたものとみなす。

(総会の議長及び副議長に関する経過措置)

3 この定款の施行の際、現に総会の議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の定めに基づき選任されたものとみなす。

(代表理事に関する措置)

4 この法人の最初の会長は三原一郎、副会長は土田兼史及び福原晶子とする。

(委員会委員に関する経過措置)

5 この定款の施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定めに基づき、委員会委員として選任されたものとみなす。

(従業員に関する経過措置)

6 この定款の施行の際、現にこの法人の従業員である者は、従前と同等の勤務条件をもって改正後の定款の定めに基づき、この法人の従業員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

7 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に規定する特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。